奨 学 生 選 考 基 準 要 領

１　この要領は、福山市奨学資金及び誠之奨学金に関する奨学生の選考基準について定めるものとする。

２　選考の対象は「算定基準額」（別表１参照）以下の者とする。

（１）　年間総収入額は、次のとおりとする。

①大学・短大・高校・高専等に就学する場合は、生計維持者の収入年額とする。
父母がいる場合、原則として父母（２名）が生計維持者となり、父と母双方の合計収入（共働きの場合は、それぞれの収入の年額を合わせた金額）とする。
なお、生計維持者については、「独立行政法人日本学生支援機構奨学生選考基準」に準ずるものとする。

②大学院に就学する場合は、奨学生本人及び配偶者の収入年額とする。

（２）　収入は前々年の収入による。

※ただし、前年又は今年中途において、転職等で収入源に変動のあった場合は、次のとおり年間収入額を推定する。

給与所得の場合	①勤務先の年収見込証明書
	②勤務先の月収証明書により推算
	③上記証明書がない場合は月収×１２月＋一時金＝年収とする
給与所得以外の場合	家庭事情・家計状況・年収見込等本人の申請による

（３）　以下に記載している事項は「独立行政法人日本学生支援機構奨学生選考基準」に準じ、基準が変更された場合には、それに伴い福山市奨学資金・誠之奨学金の奨学生選考基準要領を変更する。

別表１【算定基準額】（第一種）

（１）福山市奨学資金（大学・短大等対象（大学院は除く））算定基準額：189,400 円以下
誠之奨学金（高校・高専等対象）　　算定基準額：189,400 円以下

算定基準額(①) ＝（課税標準額）× 6% －（市町村民税調整控除額）(②)
－（多子控除）(③) －（ひとり親控除）(④) －（私立自宅外控除）(⑤)
※100円未満は切り捨て

(①)市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、算定基準額を0円とする。
(②)政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、市町村民税調整控除額に3/4を乗じた額とする。
(③)父母が３人以上の子どもを扶養している場合、子どもの人数から２人を引いた人数に40,000円を乗じた額を控除する。
(④)ひとり親世帯に該当する場合は40,000円を控除する。
(⑤)私立の高校・高専・大学・短期大学等に在籍中で自宅外から通学する者が申請する場合は、22,000円を控除する。

（２）福山市奨学資金（大学院　修士課程相当）算定基準額：66,400 円以下
　　福山市奨学資金（大学院　博士課程相当）算定基準額：80,100 円以下

算定基準額(①) ＝（課税標準額）× 6% －（市町村民税調整控除額）(②)
(①)市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、算定基準額を0円とする。
(②)政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、市町村民税調整控除額に 3/4 を乗じた額とする。